

平成23年7月

長崎県漁業調整規則

長 崎 県

長崎県漁業調整規則

昭和 39 年 5 月 18 日 長崎県規則第 89 号
最終改正 平成 23 年 7 月 19 日 長崎県規則第 29 号

目 次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 漁業の許可（第 6 条 - 第 32 条）

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第 33 条 - 第 60 条）

第 4 章 罰則（第 61 条 - 第 64 条）

附則

（附）

申請手数料一覧表（平成 12 年 3 月 24 日改正）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）その他漁業に関する法令とあいまって、長崎県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（申請又は届出の経由機関）

第 2 条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、壱岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は当該振興局長を経由して申請し、又は届け出なければならない。ただし、西海市に住所を有する者は、この限りでない。

2 漁業法第 66 条第 1 項に規定する中型まき網漁業並びに第 6 条第 2 号イ、エ、シ、セ及びタに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者が県内に住所を有しない場合においては、その住所地を管轄する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

（代表者の届出）

第 3 条 漁業法第 5 条第 1 項の規定による代表者の届出は、別記様式第 1 号によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第 4 条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（ 1 ）漁業法第 8 条第 6 項又は第 7 項の規定による認可の申請書 別記様式第 2 号

（ 2 ）漁業法第 10 条の規定による免許の申請書 別記様式第 3 号

（ 3 ）漁業法第 129 条第 1 項又は第 3 項の規定による認可の申請書 別記様式第 4 号

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第 5 条 小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和 27 年農林省令第 6 号)

第 1 条第 1 項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第 2 種漁業	自家用餌料びき網漁業、えびこぎ網漁業、貝こぎ網漁業、なまここぎ網漁業
手繰第 3 種漁業	貝けた網漁業、なまこけた網漁業、長柄じょれん船びき漁業
打瀬漁業	えび打瀬網漁業、いか打瀬網漁業

第 2 章 漁業の許可

(漁業の許可)

第 6 条 海面において次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 1 号ア、イ及び第 2 号アからタまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 2 号シ、セからチ、ニに規定する漁業にあつては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア もじゃこ(全長 15 センチメートル以下のぶりの稚魚。漁業法第 66 条第 1 項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「もじゃこ漁業」という。)

イ さんご(以下「さんご漁業」という。)

(2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。前号アに規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合又はコに掲げる漁業の方法を除く。以下「小型まき網漁業」という。)

イ ごち網(以下「ごち網漁業」という。)

ウ 機船船びき網(前号アに規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「機船船びき網漁業」という。)

エ 小型いかつり(総トン数 5 トン以上 30 トン未満の動力船を使用するものに限る。以下「小型いかつり漁業」という。)

オ 敷網(集魚灯を利用するものに限る。以下「敷網漁業」という。)

カ すくい網(集魚灯を利用するものに限る。以下「すくい網漁業」という。)

- キ 流し網（ケに掲げる漁業の方法を除く。以下「流し網漁業」という。）
- ク さし網（キ及びセに掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。）
- ケ げんじき網（以下「げんじき網漁業」という。）
- コ しいらづけ（総トン数5トン以上40トン未満の船舶によりまき網を使用するものを除く。以下「しいらづけ漁業」という。）
- サ 潜水器（簡易潜水器を含む。前号イに規定するさんご漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「潜水器漁業」という。）
- シ たこつぼ（以下「たこつぼ漁業」という。）
- ス 追込網（以下「追込網漁業」という。）
- セ 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）
- ソ 待網（以下「待網漁業」という。）
- タ かご（以下「かご漁業」という。）
- チ 小型定置（以下「小型定置漁業」という。）
- ツ 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）
- テ 船びき網（ウに掲げる漁業の方法を除く。以下「船びき網漁業」という。）
- ト 地こぎ網（以下「地こぎ網漁業」という。）
- ナ かづら網（以下「かづら網漁業」という。）
- ニ 飼付（以下「飼付漁業」という。）

（許可の申請）

第7条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1号ア、イ及び第2号アからタまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、別記様式第5号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）住民登録票の抄本（申請人が法人である場合には、定款及び登記簿の抄本）
- （2）総トン数20トン以上の船舶を使用する場合には、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し

2 第24条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第21条第1項、第26条及び第27条第1項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から3箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第1項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

(許可の有効期限)

第8条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第26条又は第27条第1項の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第9条 知事は、漁業の許可をしたときは、当該申請者に別記様式第6号の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第10条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第11条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第12条 小型機船底びき網漁業又はごち網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側の中央部に別記様式第7号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(許可等の制限又は条件)

第13条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第14条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。))、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に

違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容等の変更許可)

第 15 条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、当該許可又は起業の認可の内容を変更しようとするときは、別記様式第 8 号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第 7 条第 6 項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第 16 条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、すみやかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき)、別記様式第 9 号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第 17 条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかにその理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第 18 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第 15 条の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

(2) 第 16 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(3) 第 28 条第 2 項の規定による届出があつたとき。

(4) 第 31 条第 1 項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納及び許可番号の抹消)

第 19 条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の場合において、小型機船底びき網漁業又はごち網漁業の許可を受けた者は、すみやかに第 12 条の規定によりした表示を消さなければならない。

4 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前 3 項の手続きをしなければならない。

(起業の認可)

第 20 条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する

権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第7条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による認可の申請に準用する。

第21条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第22条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(許可等についての適格性)

第23条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第24条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第6条各号に規定する漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の

最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。
- 3 漁業法第 66 条第 3 項の規定により、知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第 1 項の規定によって知事が定めた定数とみなす。
- 4 知事は、第 1 項の定数（前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。
- 5 第 2 項及び前項の規定は、第 1 項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

（許可等の基準）

第 25 条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

（ 1 ）水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

（ 2 ）当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請のすべてを認めるとすれば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第 7 条第 3 項（第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であってその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をするとすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

（ 1 ）当該漁業の操業状況

（ 2 ）各申請者が当該漁業に依存する程度

（ 3 ）船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(許可等の特例)

第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第22条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6箇月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第22条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

(3) その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

(4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第28条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁

業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から3箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第29条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第23条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第30条 知事は、漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第50条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第31条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合には、第29条第2項の規定を準用する。

(許可等の失効)

第32条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第28条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その

効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。
- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。
 - (1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
 - (2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
 - (3) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第33条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第34条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する期間は、これを採捕してはならない。

名称	禁 止 期 間
あわび	11月1日 から 12月20日 まで
たいらぎ	6月1日 から 9月30日 まで
いせえび	5月21日 から 8月20日 まで
なまこ	4月1日 から 10月31日 まで
あゆ	1月1日 から 5月31日 まで
べにずわいがに	7月1日 から 8月31日 まで

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第35条 次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる期間中は、同表右欄に掲げる区域において操業してはならない。ただし、自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。

漁業の種類	禁止期間	禁止区域
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	3月1日から4月30日まで及び8月16日から10月31日まで	有明海（次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。以下同じ。） 1 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から熊本県天草市五和町天神山に至る直線 2 熊本県天草市染岳から同市高松山三角点（124.65メートル）に至る直線 3 熊本県天草市有明町恵比須鼻から上天草市大矢野岳に至る直線 4 熊本県上天草市三角灯台から宇城市中神島を経て同市三角岳に至る直線

（体長等の制限）

第36条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、もじゃこ漁業の許可に基づいて採捕する場合又はもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりの稚魚）を目的として漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ	
あわび	殻 長	10センチメートル以下
さざえ	殻蓋長径	2.5センチメートル以下
たいらぎ	殻の最長径	15センチメートル以下
あさり	殻 長	2センチメートル以下
はまぐり	殻 長	3センチメートル以下
もがい	殻 長	3センチメートル以下
いせえび	体 長	15センチメートル以下
まだこ	体 重	100グラム以下
うなぎ	全 長	21センチメートル以下
ぶり	全 長	15センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第 37 条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 空釣こぎ
- (2) 空釣なわ
- (3) 羽瀬
- (4) 沖縄式追込網 (別名廻し高網)

(漁具又は漁法の制限及び禁止)

第 38 条 水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

第 39 条 小型機船底びき網漁業に使用する漁具は、次の表に掲げる範囲内であればならない。

漁業の種類	ビームの幅	同時に使用する漁具の数	袋網の目合
手繰第 2 種漁業のうち えびこぎ網漁業			15センチメートルに つき16節以下
手繰第 2 種漁業のうち 自家用餌料びき網漁業	4.6メートル 以下	1 統	

(禁止漁具の積載禁止)

第 39 条の 2 小型機船底びき網漁業取締規則第 4 条第 2 項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んではならない。

(禁止区域)

第 40 条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第 2 種漁業のうち自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。

漁業の種類	禁止区域
中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)	1 伊万里湾 (松浦市津崎鼻から同市青島北端、黒島北端及び松浦市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾 (南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾 (南島原市口之津町瀬詰崎 (早崎鼻) と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。) のうち南島原市口之津町瀬詰崎 (早崎鼻) と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾 (西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)

<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業</p>	<p>1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根 エ 佐世保市長畑町萱原大村波止付根</p> <p>2 橋湾で次のアからエまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 長崎市木場崎突端 イ 長崎市木場崎突端から熊本県天草市魚貫崎突端に至る線と南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島南端に至る線との交点 ウ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島南端に至る線と諫早市蓮華石山頂上から熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎突端に至る線との交点 エ 南島原市加津佐町権田鼻</p> <p>3 有明海で次のアからカまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面とア、イを結んだ直線及びその延長線以北の海面並びにカ、オを結んだ直線及びその延長線以南の海面 ア 島原市有明町管鼻突端 イ アから熊本県金峰山頂上に至る線上アから3,000メートルの点 ウ 島原市島原灯台から90度3,000メートルの点 エ 島原市安中辛木崎から90度3,000メートルの点 オ 南島原市布津町大崎鼻から東経130度28分22秒、北緯32度41分42秒（網田の瀬）に至る線上同鼻から3,000メートルの点 カ 南島原市布津町大崎鼻突端</p>
<p>いかつり漁業（総トン数20トン以上の動力船であるものに限る。）</p>	<p>長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面</p>

（河口附近における採捕の制限）

第41条 次の表の左欄に掲げる河川においては、同表の中欄に掲げる期間は、同表右欄に掲げる区域では水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止期間	禁止区域
郡川	10月1日から10月31日まで	郡橋の上流端から下流全域
佐々川	9月1日から10月31日まで	佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで

(漁船の総トン数及び機関の馬力数の制限)

第 42 条 知事は、漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第 6 条各号に掲げる漁業につき、漁業の種類別に当該漁業に使用する漁船の総トン数及び馬力数を制限することがある。

2 知事は、前項の規定により漁船の総トン数及び馬力数の最高限度を定めたときは、これを公示する。

第 43 条 小型機船底びき網漁業に使用できる船舶の馬力数の最高限度は、次の表の左欄に掲げる漁業種類につき、同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄のとおりとする。

漁業の種類	区域	機関の馬力数の最高限度
手繰第 2 種漁業	大 村 湾	52キロワット
	橘 湾	52キロワット
	有 明 海	31キロワット
	伊万里湾	110キロワット

(集魚灯の消費電力の制限)

第 44 条 中型まき網漁業及び小型まき網漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、知事が火船（集魚灯設備を有する船舶をいい、主たる船舶に集魚灯設備を有するものを含む。以下同じ。）1 隻につき消費電力 10 キロワットの範囲内において操業区域ごとに定めたとおりとする。

2 知事は、前項の規定により、集魚灯の消費電力の最高限度を定めたときは、これを公示する。

第 44 条の 2 つり漁業（いかつり漁業を除く。）に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては、1 漁船につき、それぞれ同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
対馬市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	10キロワット
対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から 8 海里以内の海面	6 キロワット

2 いかつり漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては 1 漁船につき同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	60キロワット

(火船の使用制限)

第 45 条 次の表の左欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、1 統につき、それぞれ同表右欄に掲げる隻数の範囲内でなければならない。

漁業の種類	火船の隻数
中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	3隻

(さく河魚類の通路をしゃ断して行う水産動物の採捕の制限)

第 46 条 さく河魚類の通路をしゃ断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の 5 分の 1 以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

第 47 条 次に掲げる水産動物は、移植してはならない。

(1) カムルチー (通称らいぎょ)

(2) ざりがに

(遊漁者等の漁具、漁法の制限)

第 48 条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、内水面において水産動植物を採捕する場合は、この限りでない。

(1) 徒手採捕

(2) 竿釣

(3) 手釣

(4) たも網

(5) 投網

(6) ひき縄釣

(7) やす、は具

(試験研究等の場合の適用除外)

第 49 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗 (種卵を含む。) の供給 (自給を含む。) (以下本条において「試験研究等」という。) のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第 10 号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、別記様式第 11 号による許可証を交付する。

4 知事は、第 1 項の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件をつけることがある。

5 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第 1 項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。

7 第1項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

9 第10条及び第19条第1項並びに第2項の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第50条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第134条第1項の規定による検査を行なわせるときも、同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。

3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日間を超えないものとする。

(船長等の乗組み禁止命令)

第51条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船に対する停泊命令)

第52条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 前項の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。

3 第1項の場合には、第50条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第53条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、

期間を指定して、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第 54 条 漁業監督吏員は、漁業法第 74 条第 3 項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に基づく次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 様式第 12 号に定める信号旗 L を掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号により L の信号 (短音 1 回、長音 1 回、短音 2 回) を約 7 秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器により L の信号 (短光 1 回、長光 1 回、短光 2 回) を約 7 秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項の場合において、「長音」又は「長光」とは、約 3 秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約 1 秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第 55 条 漁業法第 72 条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第 56 条 前条に規定する標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第 57 条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第 13 号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電燈その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、これを公示する。

(流し網漁業等の漁具の標識)

第 58 条 次に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、漁具の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの漁具標識をつけなければならない。この場合、夜間においては電燈その他の照明を掲げなければならない。

(1) 流し網漁業

(2) げんじき網漁業

(3) たこつぼ漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなけ

ればならない。

(潜水器漁業の操業旗章)

第 59 条 潜水器漁業(簡易潜水器を使用するものを除く。)を営む者は、その操業中別記様式第 14 号による国際信号旗を船舷上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第 60 条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第 66 条第 1 項の規定及び第 6 条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業のうちいわし、あじ、さば まき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の1月10日
小型機船底びき網漁業のうち手繰第 2 種 えびこぎ網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の1月20日
ごち網漁業(操業区域を北緯33度30分12秒 以北の東経128度29分52秒の線及び北緯33 度30分12秒、東経128度29分52秒の点と北 緯32度30分12秒、東経127度59分52秒の点 とを結んだ直線並びに北緯32度30分12秒 以南の東経127度59分52秒の線以西の海域 とするものに限る)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の10日
固定式さし網漁業(操業区域を北緯33度30 分12秒以北の東経128度29分52秒の線及び 北緯33度30分12秒、東経128度29分52秒の 点と北緯32度30分12秒、東経127度59分52 秒の点とを結んだ直線並びに北緯32度30 分12秒以南の東経127度59分52秒の線以西 の海域とするものに限る)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の10日
もじゃこ漁業	漁業期間終了後の漁獲 成績報告書	採捕終了月の翌 月の10日

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第4章 罰則

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第14条、第33条第1項、第34条から第36条まで、第38条から第47条まで又は第49条第6項の規定に違反した者
- (2) 第13条、第31条第1項又は第49条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
- (3) 第31条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者
- (4) 第33条第2項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項又は第53条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第62条 第10条第1項(第49条第9項において準用する場合を含む。)、第12条、第19条第3項又は第48条の規定に違反した者は、科料に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第61条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第64条 第10条第3項(第49条第9項において準用する場合を含む。)、第11条、第16条、第17条、第19条第1項若しくは第2項、第28条第2項、第30条第4項若しくは第5項又は第49条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の長崎県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第4条各号に掲げる漁業について、同条の規定により許可を受けている者は、改正後の長崎県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第6条の規定により許可を受けたものとみなす。ただし、その許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。
- 3 この規則施行の際、旧規則第8条の規定により交付されている許可証は、新規則第9条の規定により交付した許可証とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に小型機船底びき網漁業の許可を受けている船舶については、新規則施行の日から起算して3箇月を経過する日までは、新規則第12条の規定によりした表示とみなす。
- 5 この規則施行の際、現にごち網漁業の許可を受けている者は、新規則施行の日から起算して3箇月を経過する日までは、新規則第12条の規定にかかわらず、許可番号を表示しないで当該船舶を使用することができる。
- 6 この規則施行の際、現にいわし、さば、さんま、とびうお、さわら、しいら、す

ずき、さめ、たい、ひら、まながつお及びえびを目的とする流し網漁業以外の流し網漁業又はぼらを目的とする囲いさし網漁業以外の囲いさし網漁業を営んでいる者若しくは漁業権または入漁権に基づかないでたこつぼ漁業若しくはかご漁業を営んでいる者は、新規則施行の日から起算して6箇月を経過する日までは、新規則第6条の規定にかかわらず、同条の許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

7 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年10月27日規則第79号）

この規則は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年5月14日規則第39号）

この規則は、昭和43年5月14日から施行する。

附 則（昭和44年3月25日規則第8号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月18日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月1日規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第40条の表に1項を加える規定及び第44条の次に1条を加える規定は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年8月18日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年11月12日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年5月13日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月8日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月11日規則第36号）

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（昭和62年9月18日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月4日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第44条の2の改正規定は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に総トン数5トン以上30トン未満の動力船を使用して

いかつり漁業を営んでいる者は、この規則の施行の日から起算して3箇月を経過する日までは改正後の長崎県漁業調整規則第6条の規定にかかわらず、同条の許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

(罰則の経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則(昭和47年長崎県規則第6号)の一部を次のように改正する。附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則(平成2年10月16日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(罰則の経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月30日規則第53号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年5月26日規則第40号)

1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年12月17日規則第56号)

この規則は、公布の日の翌日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第23号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にした申請又は届出に係る第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした改正前の長崎県漁業調整規則第10条第2項の規定による市町村長の証明は、改正後の長崎県漁業調整規則第10条第2項の規定による知事の証明とみなす。

附 則(平成13年3月30日規則第29号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則

第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる推進機関を備える船舶は、この規則による改正後の第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による（次の表のとおり）。

漁業の種類	区域	機関の馬力数の最高限度
手繰第 2 種漁業	大 村 湾	20馬力
	橘 湾	20馬力
	有 明 海	10馬力
	伊万里湾	35馬力

- 3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 8 月 13 日規則第 60 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 16 年 8 月 20 日から施行する。

（罰則の経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 1 月 6 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 2 月 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第 6 条の規定による許可（旧規則第 6 条第 5 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号までの漁業に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に改正後の長崎県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第 6 条の規定による許可を受けたものとみなす。ただし、当該許可の有効期間は、同日における旧規則第 6 条の規定による許可の有効期間の残存期間とする。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第 20 条第 1 項の規定による認可（旧規則第 6 条第 5 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号までの漁業に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に新規則第 20 条第 1 項の規定による認可を受けたものとみなす。ただし、当該認可に係る知事の指定した期間は、新規則第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧規則第 20 条第 1 項の規定による認可において知事の指定した期間の残存期間とする。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則第 16 条の規定による許可証（旧規則第 6 条第 5 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号までの漁業に係るものに限る。）の書換え交付の申請（船舶の変更に係るものに限る。）がなされている場合は、当該申請をした者は、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、当該変更後の船舶につい

て新規則第 6 条の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項の申請に係る許可証の書換え交付については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている届出又は申請（旧規則第 6 条第 5 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号までの漁業に係るものに限る。）は、新規則の規定により提出された届出又は申請とみなす。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の長崎県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第 6 条の規定による許可を受けている者は、施行日に改正後の長崎県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第 6 条の規定による許可を受けたものとみなす。ただし、当該許可の有効期間は、旧規則第 6 条の規定による許可の有効期間の残存期間とする。

3 施行日前に第 20 条の規定による認可を受けた場合の当該認可の対象とされた旧規則第 6 条各号に掲げる漁業の施行日以後の適用については、新規則第 6 条各号に相当する漁業があるときは当該漁業とみなす。

4 施行日前の旧規則の規定に基づく申請又は届出は、新規則の規定に基づく申請又は届出とみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 7 月 15 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 7 月 19 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

代 表 者 選 定 届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

住 所

氏 名

住 所

氏 名

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。

記

住 所

代表者

氏 名(法人にあっては、名称)

代 表 者 変 更 届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

住 所

氏 名

住 所

氏 名

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住 所
氏 名(法人にあっては、名称)

新代表者 住 所
氏 名(法人にあっては、名称)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

漁業協同組合

理 事 氏 名

年 月 日長崎県告示第 号によって公示された(内)
第 号に係る漁業権について、別添のように 漁業協同組合(内) 第
号 漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書類を添えて
認可を申請します。

様式第2号(2)(第4条関係)(免許後の場合)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

漁業協同組合

理 事 氏 名

年 月 日付けで免許を受けた(内) 共(区)第 号に係る

「 漁業協同組合(内) 共(区)第 号第 種共同(区画)漁業権(入漁権)行使
規則」を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

漁業権(入漁権)行使規則変更(廃止)認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

漁業協同組合

理 事 氏 名

年 月 日付けで認可を受けた(内) 共区第 号に係る
「 漁業協同組合(内) 共(区)第 号第 種共同(区画)漁業権(入漁権)
行使規則」を変更(廃止)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

漁業免許申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

年 月 日長崎県告示第 号によって公示された(内)共
(区、定)第 号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

遊漁規則(変更)認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

漁業協同組合

理 事 氏 名

年 月 日長崎県告示第 号によって公示された内共第 号
に係る第5種共同漁業権について、別添のように 漁業協同組合内共第
号第5種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認
可を申請します。

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

下記により 漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 操業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力、集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知機の有無

← 18センチメートル →

↑ 25センチメートル ↓

許可番号第	号
漁業許可証	
住所	
氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
1	漁業種類
2	操業区域
3	操業期間
4	船舶
(1)	船名
(2)	漁船登録番号
(3)	総トン数
(4)	推進機関の種類及び馬力数
5	許可の有効期間
	年 月 日から 年 月 日まで
6	制限又は条件
年 月 日	
長崎県知事	
印	

様式第7号(第12条関係)

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	ナカ自 47
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業 (第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	ナカ手 47
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ナカ打 47
上記以外の小型機船底びき網漁業	ナカ 47
ごち網漁業	ゴチ 47

備考

本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上とする。

漁業許可(起業認可)の内容変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

下記により 漁業の許可(起業の認可)の変更について許可を受けた
いので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可(認可)番号
- 3 許可(認可)年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可(認可)の内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

下記により 漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書換えようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由

特 別 採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

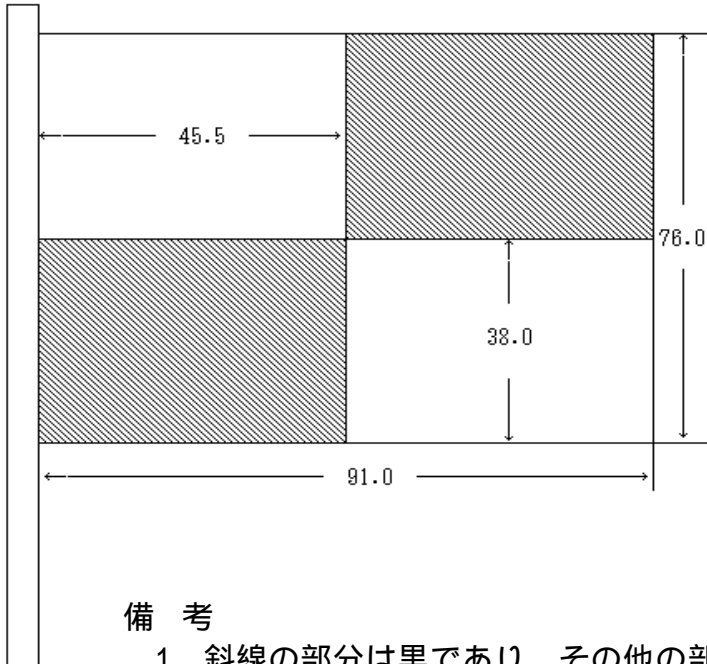
住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
長崎県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の区域
- 6 採捕の期間
- 7 使用漁具及び漁法(図面を添付すること。)
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

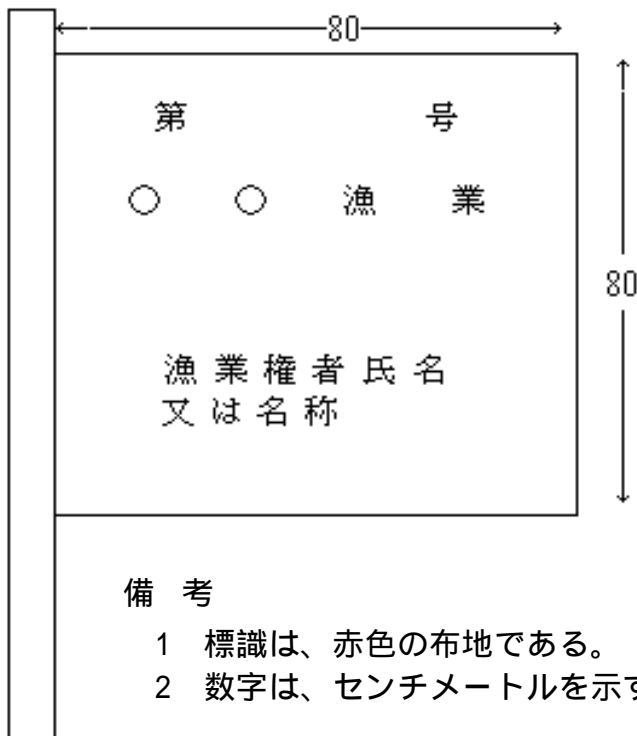
様式第12号(第54条関係)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

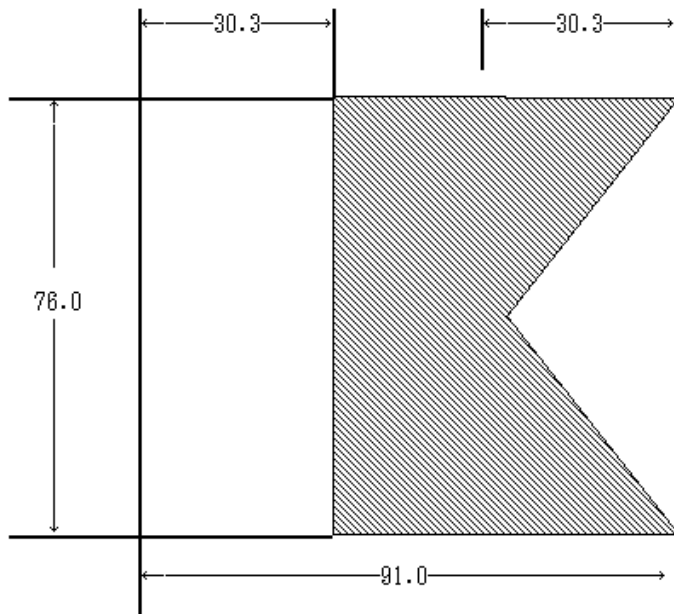
様式第13号(第57条関係)



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

様式第14号(第59条関係)



備考

- 1 斜線の部分は^{あい}藍であり、その他の部分は、白である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「A」旗(私は、潜水夫をおろしている、微速で十分避けよ。)である。
- 3 数字はセンチメートルを示す。

長崎県告示第111号の2

長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第44条第1項の規定に基づき、中型まき網漁業及び小型まき網漁業の火船1隻につき使用できる集魚灯の消費電力の最高限度を次のとおり定めたので、同上第2項の規定により告示する。

昭和47年3月1日

長崎県知事 久保 勘 一

操 業 区 域	消費電力の最高限度
対馬海区	6キロワット
長崎県北部海区 ただし、伊万里湾を除く	6キロワット
伊万里湾	3キロワット
五島海区	6キロワット
長崎県南部海区 ただし、大村湾、橘湾のうち南高来郡口之津町早崎鼻と西彼杵郡三和町川原岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面及び有明海を除く	6キロワット
大村湾	1キロワット
橘湾 ただし、南高来郡口之津町早崎鼻と西彼杵郡三和町川原岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面	3キロワット

申 請 手 数 料 一 覧 表

長崎県収入証紙を申請書に貼付すること。

(平成12年4月1日施行)

手 数 料 の 名 称	単 位	金 額 (円)
漁業権免許申請手数料	1 件	3 , 9 0 0
漁業権共有認可申請手数料	"	3 , 9 0 0
漁業権分割変更免許申請手数料	"	2 , 7 0 0
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする 抵当権設定認可申請手数料	"	1 , 3 0 0
漁業権移転認可申請手数料	"	1 , 3 0 0
休業中の漁業許可申請手数料	"	2 , 7 0 0
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可申請手数料	"	3 , 1 0 0
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可変更許可申請手数料	"	2 , 6 0 0
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙1枚	5 4 0
漁場図の謄本又は抄本の手数料	"	5 4 0
免許漁業原簿閲覧手数料	1 件	2 9 0